

2025年度の週間計画における指定時刻の指定及び公表について

2025年3月28日
電力広域的運営推進機関

本機関は、送配電等業務指針別表8－1、別表8－2、別表8－3及び別表8－4に規定する、週間計画（翌週、翌々週）における「本機関が指定する2点の時刻」について、2025年度の週間計画における指定時刻を、最大需要発生時、最小予備率発生時の2点の時刻として月ごとに指定しましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1. 2025年度の週間計画における指定時刻

表1 北海道から九州エリアまでの指定時刻（30分コマ）

		平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝	
4月	最大 需要時	23	38	38	8月	最大 需要時	29	28	38	12月	最大 需要時	19	37	37	
		11：00～ 11：30	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00			14：00～ 14：30	13：30～ 14：00	18：30～ 19：00			9：00～ 9：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	
	最小 予備率 時	37	38	38		最小 予備率 時	34	38	38		最小 予備率 時	37	37	37	
		18：00～ 18：30	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00			16：30～ 17：00	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00			18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	
							平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝	
5月	最大 需要時	23	39	39	9月	前 半	最大 需要時	29	24	38	1月	最大 需要時	19	37	38
		11：00～ 11：30	19：00～ 19：30	19：00～ 19：30				14：00～ 14：30	11：30～ 12：00	18：30～ 19：00			9：00～ 9：30	18：00～ 18：30	18：30～ 19：00
		34	39	39				34	38	38			37	37	37
	最小 予備率 時	16：30～ 17：00	19：00～ 19：30	19：00～ 19：30		後 半	最大 需要時	29	37	37		最小 予備率 時	37	37	38
		14：00～ 14：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30				14：00～ 14：30	18：00～ 18：30	18：30～ 19：00			18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	18：30～ 19：00
		34	37	37				16：30～ 17：00	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30			18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	18：30～ 19：00
		平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝	
6月	最大 需要時	29	24	39	10月	最大 需要時	29	37	37	2月	最大 需要時	19	38	38	
		14：00～ 14：30	11：30～ 12：00	19：00～ 19：30			14：00～ 14：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30			9：00～ 9：30	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00	
	最小 予備率 時	34	39	39		最小 予備率 時	34	37	37		最小 予備率 時	37	37	38	
		16：30～ 17：00	19：00～ 19：30	19：00～ 19：30			16：30～ 17：00	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30			18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	18：30～ 19：00	
		平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝	
7月	最大 需要時	29	24	39	11月	最大 需要時	19	37	37	3月	最大 需要時	19	38	38	
		14：00～ 14：30	11：30～ 12：00	19：00～ 19：30			9：00～ 9：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30			9：00～ 9：30	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00	
	最小 予備率 時	34	39	39		最小 予備率 時	37	37	37		最小 予備率 時	37	38	38	
		16：30～ 17：00	19：00～ 19：30	19：00～ 19：30			18：00～ 18：30	18：00～ 18：30	18：00～ 18：30			18：00～ 18：30	18：30～ 19：00	18：30～ 19：00	

表2 沖縄エリアの指定時刻（30分コマ）

		平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝			平日	土曜	日祝
4月	最大 需要時	28 13:30~ 14:00	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30	8月	最大 需要時	30 14:30~ 15:00	28 13:30~ 14:00	40 19:30~ 20:00	12月	最大 需要時	28 13:30~ 14:00	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00
	最小 予備率 時	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30		最小 予備率 時	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00		最小 予備率 時	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00
5月	最大 需要時	29 14:00~ 14:30	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00	9月	最大 需要時	29 14:00~ 14:30	28 13:30~ 14:00	40 19:30~ 20:00	1月	最大 需要時	28 13:30~ 14:00	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00
	最小 予備率 時	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00	41 20:00~ 20:30		最小 予備率 時	38 18:30~ 19:00	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30		最小 予備率 時	38 18:30~ 19:00	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30
6月	最大 需要時	29	24	40	10月	前半 最大 需要時	29 14:00~ 14:30	28 13:30~ 14:00	38 18:30~ 19:00	2月	最大 需要時	28	39	39
		14:00~ 14:30	11:30~ 12:00	19:30~ 20:00			38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00			13:30~ 14:00	19:00~ 19:30	19:00~ 19:30
	最小 予備率 時	40	40	40		後半 最大 需要時	29 14:00~ 14:30	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00		最小 予備率 時	38	39	39
		19:30~ 20:00	19:30~ 20:00	19:30~ 20:00			38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00			18:30~ 19:00	19:00~ 19:30	19:00~ 19:30
7月	最大 需要時	30 14:30~ 15:00	38 19:30~ 20:00	38 19:30~ 20:00	11月	最大 需要時	29 14:00~ 14:30	38 18:30~ 19:00	38 19:00~ 19:00	3月	最大 需要時	28 13:30~ 14:00	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30
	最小 予備率 時	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00	40 19:30~ 20:00		最小 予備率 時	37 18:00~ 18:30	38 18:30~ 19:00	38 18:30~ 19:00		最小 予備率 時	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30	39 19:00~ 19:30

※ 前半とは1～15日、後半とは16日以降を示す。

※ 表中の上段数字はコマ数を表し（「1」は0:00～0:30、「38」は18:30～19:00のコマを表す）、下段数字は該当コマの時間帯を表す。

以 上

<参考>

送配電等業務指針別表８－１、別表８－２、別表８－３及び別表８－４

※ 下表はいずれも認可版より抜粋

別表８－１ 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第１～ 第２年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※１)	当日計画 (※２)
提出期限	毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 (※３)	毎日 午前１２時 (※３)	３０分ごとの 実需給の 開始時刻の １時間前
提出内容	需要 計画	各月平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	各週平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値	本機関が指 定する２点 の時刻の日 別の需要電 力	３０分ごとの 需要電力量	３０分ごとの 需要電力量
	調達 計画	各月平休日 別の需要電力 の最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日 別の需要電力 の最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の調 達分の計画値	３０分ごとの 調達分の計画 値	３０分ごとの 調達分の計画 値
	販 売 計画	各月平休日 別の需要電力 の最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日 別の需要電力 の最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の販 売分の計画値	３０分ごとの 販売分の計画 値	３０分ごとの 販売分の計画 値

(※１) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※２) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※３) 提出日が休業日の場合も含む。

別表８－２ 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第１～ 第２年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※１)	当日計画 (※２)
提出期限	毎年 １０月末日	毎月１日	毎週水曜日午 前１０時	毎日 午前１０時 (※３)	毎日 午前１２時 (※３)	原則、３０分 ごとの実需給 の開始時刻の １時間前
提出内容	発電 計画	各月平休日 別の販売計 画の最大値 及び最小値 発生時の供 給電力	各週平休日 別の販売計 画の最大値 及び最小値 発生時の供 給電力	本機関が指 定する２点 の時刻の日 別の供給電 力	３０分ごとの 供給電力量	３０分ごとの 供給電力量
	販売 計画	各月平休日 別の販売電 力の最大値 及び最小値	各週平休日 別の販売電 力の最大値 及び最小値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の販 売電力	３０分ごとの 販売分の計画 値	３０分ごとの 販売分の計画 値
	調達 計画	各月平休日 別の販売計 画の最大値 及び最小値 発生時の調 達分の計画 値	各週平休日 別の販売計 画の最大値 及び最小値 発生時の調 達分の計画 値	本機関が指定 する２点の時 刻の日別の調 達分の計画値	３０分ごとの 調達分の計画 値	３０分ごとの 調達分の計画 値

(※１) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※２) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※３) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	需要抑制計画 各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	電力	電力				
販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	翌日の30分ごとの需要電力量	翌日の30分ごとの需要電力量	当日の30分ごとの需要電力量
供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。